

平成 16・08・03 原院第 2 号

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

クロスチェック解析等の実施要領について（内規）

経済産業省原子力安全・保安院

クロスチェック解析等の実施要領（内規）について、以下のとおり定める。

平成 16・08・03 原院第 2 号

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

クロスチェック解析等の実施要領について（内規）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-121C-04-01

原子力安全・保安院は、クロスチェック解析等の実施要領（内規）について、独立行政法人原子力安全基盤機構に対し、別添のとおり通知することとする。

(別添)

クロスチェック解析等の実施要領（内規）について

1. 実施要領について

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）は、経済産業大臣が指示する中期目標及びJNESが定める中期計画に基づき、クロスチェック解析等の業務を実施することとされている。

本実施要領では、原子力安全・保安院からJNESに対するクロスチェック解析等の作業指示について、その対象、指示内容、報告等に係る事項を定める。

また、本内規に基づき個々の案件に係る作業指示文書をJNESに発出するに当たっては、本実施要領に基づき、原子力安全・保安院文書発出要領に定める特定指導文書として手続きをとることとする。

(1) 対象

以下に掲げる、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）又は電気事業法に基づく設置許可、工事計画認可又は設計及び工事の方法の認可等の行政処分に係る解析評価並びに原子力事業者が当院に行う届出、報告又はそれら事業者が保安のために講じる措置に係る解析評価であって、事業者が行ったものに対し、国がクロスチェックを行う必要があると認められるもの。

① 許認可等に係るクロスチェック

○ 原子炉等規制法関係

・ 設置又は事業の許可又は指定

製錬の事業	第3条第1項及び第6条第1項
加工の事業	第13条第1項及び第16条第1項
原子炉の設置、運転等	第23条第1項及び第26条第1項
貯蔵の事業	第43条の4第1項及び第43条の7第1項
再処理の事業	第44条第1項及び第3項、第44条の4第1項
廃棄の事業	第51条の2第1項及び第51条の5第1項

・ 設計及び工事の方法の認可

加工の事業	第16条の2第1項及び第2項
原子炉の設置、運転等	第27条第1項及び第2項
貯蔵の事業	第43条の8第1項及び第2項
再処理の事業	第45条第1項及び第2項
廃棄の事業	第51条の7第1項及び第2項

・ 廃棄物埋設確認

第51条の6第1項及び第2項

- ・運搬物確認 第59条の2第1項及び第2項
- ・容器承認 第59条の2第3項
- ・特殊方法施設認可 別紙1 1. (1)に掲げるもの
- ・特殊方法溶接認可 別紙1 1. (2)に掲げるもの
- ・保安規定認可
 - 製錬の事業 第12条第1項
 - 加工の事業 第22条第1項
 - 原子炉の設置、運転等 第37条第1項
 - 貯蔵の事業 第43条の20第1項
 - 再処理の事業 第50条第1項
 - 廃棄の事業 第51条の18第1項
- 電気事業法関係
 - ・工事計画の認可 第47条第1項及び第2項
 - ・燃料体設計認可 第51条第2項第1号
 - ・特殊設計施設認可 別紙1 2. (1)に掲げるもの
- ②その他の保安活動に係るクロスチェック
 - 原子炉等規制法関係
 - ・解体届出
 - 加工の事業 第22条の2第1項
 - 原子炉の設置、運転等 第38条第1項
 - 貯蔵の事業 第43条の21第1項
 - 再処理の事業 第50条の2第1項
 - ・報告の徴収 第67条第1項
別紙2のうち1. 3. に掲げるもの
ただし、新たな事象等に係るもの
 - ・原子炉施設の定期的な評価のうち、高経年化評価 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条の2第2項及び第3項（技術評価に限る。）に係るもの
 - ・国の指示に基づく安全 最新の知見等を踏まえ国が事業者に対し指示する

性確認に係るもの

安全性確認に係るもの。ここで「指示」とは、保安院文書発出要領に基づく指示又は指導文書により指示又は指導するものをいう。

○電気事業法関係

・報告の徴収

第106条第1項、第2項及び第3項
別紙2のうち2、3に掲げるもの
ただし、新たな事象等に係るもの

・国の指示に基づく安全性確認に係るもの

最新の知見等を踏まえ国が事業者に対し指示する安全性確認に係るもの。ここで「指示」とは、保安院文書発出要領に基づく指示又は指導文書により指示又は指導するものをいう。

(2)原子力安全・保安院からJNESに対する作業指示

個別案件ごとに行う作業指示には、JNESにおける作業の仕様を以下の項目について記入する。(別紙3特定指導文書様式例参照)

なお、指示を受けたJNESにおける作業の実施中に、当該作業内容に係る許認可申請等が補正され、当該補正により作業が影響を受ける場合にあっては、補正に係るクロスチェック作業指示の内容の変更について、別途指示文書の発出を行うものとする。

①作業指示件名

例 ○○法第△条第□項の規定に基づく××設置許可申請に係るクロスチェック解析

②クロスチェック解析等に係る作業内容

例 敷地境界の変更に伴う新たな敷地境界における公衆の被ばく線量評価に係るクロスチェック解析

③クロスチェック解析等に係る作業方法

例 次の項目に関する内容をそれぞれ具体的に記載する。

事業者データのチェック、解析評価条件のチェック、○○コードによる解析の実施、評価結果の事業者評価とのクロスチェック、結果の妥当性の評価

④提供書類：申請書、添付書類、その他解析データ等必要なものを記入する。

⑤提供方法：原課より、提供書類として申請書等の副本又は写しを手交し、JNESにおける作業期間中貸与する。解析結果の国への報告時に併せて返却すること。

なお、解析評価作業の過程で、追加の資料、データ等が必要となった場合は、理由を付して原子力安全・保安院に対して報告をさせることとする。この場合、予め原課とJNESとの間において協議の上、原課から必要と認められる追加の資料、データ等をJNESへ提供することとする。

⑥作業期間：「指示の日から平成○年△月×日まで」等と記入する。

また、作業期間は、許認可等に係るものにあつては個々の標準処理期間を勘案

して、当該作業に係る相当の期間とする。届出、報告等標準処理期間のないもの又は許認可等であって標準処理期間が定められていないものにあつては、作業期間をJNESと協議の上原課において定めることとする。

(3)保安院へのJNESからの報告について

JNESにおける解析評価結果の保安院への報告については、以下の項目について求めることとする。

- ①作業実施件名
- ②解析評価等作業結果
- ③返却書類
- ④返却方法
- ⑤作業完了日

なお、解析評価作業の進捗状況により、JNESにおいて作業期間内に終了することが困難と認められるときは、クロスチェック作業を延長する必要がある旨、理由を付して原子力安全・保安院に対して報告させることとする。この報告が行われた場合には、予め原課とJNESとの間において協議の上、原課において新たな作業期間を定めることとする。

2. その他

本実施要領が施行された際に、現にJNESにおいて実施しているクロスチェック解析等については、担当原課において本実施要領に基づく指示を遅滞なく発出することとする。

附則

1. この内規は、平成16年9月1日から適用する。

別紙 1

1. 原子炉等規制法関係

(1) 特殊方法施設認可

- ・加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年3月25日総理府令第10号）第2条第1項に規定する特殊な方法による施設に係るもの
- ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成12年11月6日総理府令第120号）第3条第1項に規定する特殊な方法による施設に係るもの
- ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成12年6月16日通商産業省令第113号）第2条第1項に規定する特殊な方法による施設に係るもの
- ・再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年3月25日総理府令第12号）第2条第1項に規定する特殊な方法による施設に係るもの
- ・特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成4年3月26日総理府令第4号）第2条第1項に規定する特殊な方法による施設に係るもの

(2) 特殊方法溶接認可

- ・加工施設、再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成12年11月6日総理府令第123号）第2条第1項に規定する特殊な方法による溶接に係るもの
- ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成12年11月6日総理府令第121号）第3条第1項に規定する特殊な方法による溶接に係るもの

2. 電気事業法関係

(1) 特殊設計施設認可

- ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）第3条第1項に規定する特殊な設計による施設に係るもの
- ・発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第63号）第2条第1項に規定する特殊な加工による発電用核燃料物質に係るもの

別紙 2

1. 原子炉等規制法

- 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年12月9日総理府・通商産業省令第1号）第12条第2項
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年7月19日総理府令第37号）第10条第2項
- 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年11月6日総理府令第122号）第48条第2項
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）第24条第2項
- 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年6月16日通商産業省令第112号）第48条第2項
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年3月27日総理府令第10号）第21条第3項
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第56号）第7条
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年1月13日総理府令第1号）第27条第2項
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年11月7日総理府令第47号）第40条第2項
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第57号）第19条

2. 電気事業法

- 電気関係報告規則（昭和40年6月15日通商産業省令第54号）第3条

3. その他

- 原子力施設の事故等において事業者が行う原因究明又は対策に係るもの

番号
年月日

JNES理事長 名 あて

経済産業省原子力安全・保安院決裁者 名
整理分類番号

件 名

〇〇（原子力事業者名）より、平成〇年〇月〇日付け〇〇法第〇条第〇項の規定に基づき当院に申請のあった〇〇申請について、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、貴機構に対し、以下のとおりクロスチェック解析の実施を指示します。

（以下、当院がJNESに求める作業に係る指示内容について1.（2）に基づき明確に記述すること。）